

～特殊車両取締を行いました～

平成21年8月5日（水）午後から国道13号刈安駐車帯（栗子峠付近）で特殊車両取締を行いました。米沢警察署の協力のもと、山形運輸支局による過積載取締と山形県による軽油抜き取り調査も同時に実施されました。



本部の様子：マットスケール端末操作、車検証のコピー等



マットスケールで重量を計測します



テープ測定：①長さ②幅③最遠軸距



ポール測定：④高さ



不正軽油取締：軽油の抜き取り



比重のチェック

<取締結果>

調査台数：13台

取締台数：無許可による運行中止2台、許可証不携帯による指導警告1台

特殊車両とは

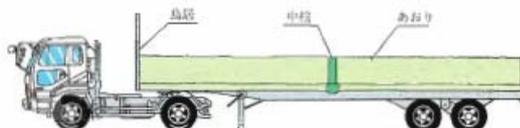
幅2.5m、長さ12.0m、高さ3.8m、総重量20.0tの基準を1つでも超える車両です。

<参考例>

トラック・クレーン



あおり型セミトレーラ



バン型セミトレーラ



海上コンテナ用セミトレーラ



自動車運搬用セミトレーラ



重量物運搬用セミトレーラ



フルトレーラ



道路はみんなの財産です。

狭い道路に大型車を通行させたり、一定の大きさや重さを超える車（特殊車両）を通行させることは、道路構造の保全と交通の危険防止のため、道路法では**原則禁止**しています。

道路管理者がやむを得ないと認めたときに限りその通行を許可することとしています。（通行許可申請は、通行しようとする道路の道路管理者に申請します。インターネットを利用したオンライン申請が便利です。）

許可なくまたは許可条件に反して特殊車両を通行させた者（運転手だけでなく事業主も）には、**6箇月以下の懲役**や**100万円以下の罰金**が科せられることがありますのでご注意ください。

<申請・問い合わせ窓口> 山形河川国道事務所 特車申請受付 023-689-0531

注意

許可は、路線毎、
トラクタとトレーラの
組み合わせ毎に必要
です！

☆ご意見お問い合わせは

国土交通省 山形河川国道事務所

米沢国道維持出張所

〒992-0011 米沢市中田町260-2

TEL 0238-37-5300

